

1. 件名：東海発電所及び東海第二発電所原子炉施設保安規定変更認可申請
（周辺監視区域の変更）に関する事業者ヒアリング
2. 日時：令和4年8月26日 17時50分～17時55分
3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者：
原子力規制庁：
（新基準適合性審査チーム）
宮嶋安全審査官、上田審査チーム員

日本原子力発電株式会社：
発電管理室 プラント管理Gr 担当者 2名

5. 自動文字起こし結果
別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

なお、本面談については、事業者から対面での面談開催の希望があったため、「まん延防止等重点措置の解除を踏まえた原子力規制委員会の対応」(令和4年3月23日 第73回原子力規制委員会 配布資料2)を踏まえ、対面で実施した。

6. その他
提出資料：

- (1) 東海発電所及び東海第二発電所 周辺監視区域の変更に伴う 原子炉施設保安規定の変更認可申請について
- (2) 東海発電所及び東海第二発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請書 補足説明資料①（周辺監視区域境界変更，保安規定審査基準の説明）
- (3) 東海発電所及び東海第二発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請書 補足説明資料②（原子炉設置許可申請書の取り扱い）
- (4) 東海発電所及び東海第二発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請書 補足説明資料③（廃止措置計画の取り扱い）

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	原子力規制庁のウエダです。
0:00:04	それでは、本日のヒアリングを始めます。
0:00:07	本日は、東海発電所及び東海第2発電所周辺の周辺監視区域の変更に伴う原子炉施設保安規定の変更認可申請についてです。
0:00:19	事業者から説明をお願いします。
0:00:22	はい、日本月収勝野小松と申します。本日はよろしく申し上げます。本日はですねまず資料の確認からさせていただきます。資料1がですね、原子力保安規定の変更認可申請についてということで概要をお示ししたのになります。
0:00:37	続きまして資料2がですね、保安規定の審査基準等と、
0:00:42	ですね関係について整理したもの、資料3がですね、原子炉施設の原子炉の設置許可申請書に関する説明、資料4がですね、廃止措置計画に関する説明と、
0:00:56	いう資料構成になっております。
0:00:59	本日のですねヒアリングの内容としましては前回のですねヒアリングでいただきましたご指摘に対してですね、どのように変わったかという点についてご説明させていただきたいと。
0:01:11	いうふうに考えています。まずですね、資料1のですね、2ページ目をお開きください。
0:01:20	前回のヒアリングではですね、もともと変更する周辺監視区域境界につきましては当間変更前の位置に復旧するという記載をしていたところがありましたけれども、
0:01:33	これに関してですね、具体的にですね、安全対策工事終了後再度ですね保安規定新設するということを明記するようというようなご指摘でしたので、
0:01:43	三つ目のポツですね、今回変更する周辺監視区域評価については、安全性向上対策工事終了に伴い、再度保安規定の変更認可申請を行いまして、
0:01:53	その認可をもって変更前の位置に復旧するという形で記載させていただきました。
0:01:59	はい。
0:01:59	説明のコメントについてはですね、以上になります同じような記載がですね幾つかの資料中でできますのでそれらについてはすべて同様の記載で衛星展開していると。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:10	いうものになります。続きましてですね、資料 3、
0:02:14	に移りまして資料 3 のですね、
0:02:22	2-10 ページ目ですね。
0:02:28	コメント内容としてはですね、周辺監視区域が、これは有効性評価に関するですね炉心損傷防止対策で、
0:02:39	敷地境界でですね、線量評価を行っているところについて敷地境界の変更はなくてですね、周辺監視区域変更しないので、
0:02:50	問題ないというような記載、記載になっていたところでございますけどもこちらについてはですね、周辺監視区域、敷地境界自体の変更は行わないってことを
0:03:01	まず最初に明記するよというようご指摘でしたので、
0:03:07	下から二つ目のですね、の段落のですね中段のまた以降のところですね、また今回の周辺監視区域の変更に伴う周辺監視、敷地境界ですね、失礼しました。
0:03:18	敷地境界の変更は行わないためというところで、敷地境界上の線量評価支援に影響はないという記載に変更させていただいたというものになります。なお、
0:03:29	以降ですね、再度ですね保安規定の変更申請をするということで、復旧するというのも、ここに明記させていただきました。
0:03:39	はい。変更についてはですね。以上です。
0:03:42	その他ですね、少し記載の適正化等を行っているところについては黄色ハッチングをさせていただいておりますけども内容に関してですね変えたところは以上のところになります。
0:03:52	はい。日本食発電からの説明は以上になり、
0:03:58	規制庁ウエダです。ありがとうございました。
0:04:00	規制庁がわから何かありますでしょうか。
0:04:05	それでは本日のヒアリングを終了したいと思います。ありがとうございました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。